

令和6年度東京都入札監視委員会 第2回制度部会
(一般社団法人東京建築業協会との意見交換会)

令和7年1月22日(水)

東京都第二本庁舎25階 114会議室

【臼田契約調整担当課長】 それでは、皆様おそろいでございますので、少し定刻より早くなりますけれども、始めさせていただければと思います。

それでは、これより東京建設業協会様と東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきたいと存じます。

本日は都の入札契約制度をよりよいものとするを目的といたしまして、現場の実態を踏まえたご意見、ご要望を直接お伺いするため、東京都入札監視委員会制度部会として意見交換会の場を設定させていただきました。

東京建設業協会の皆様におかれましては、お忙しい中、ここ都庁までお越しいただきまして誠にありがとうございます。

私、東京都財務局契約調整担当課長の臼田と申します。本日の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼させていただきます。

まず出席者のご紹介でございますけれども、入札監視委員会制度部会の委員の方々をご紹介申し上げます。

入札監視委員会委員の堀田昌英様でございます。

【堀田委員】 堀田でございます。よろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 同じく入札監視委員会委員の斉藤徹史様でございます。

【斉藤委員】 斉藤と申します。本日はよろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 本日この場にお越しただいております入札監視委員会の仲田裕一様でございます。

【仲田委員】 仲田です。よろしく願います。

【臼田契約調整担当課長】 東京建設業協会の皆様につきましても、本来であればお一人ずつご紹介させていただきたいところでございますが、お時間も限られてございますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料でございます出席者名簿に代えさせていただきます。

都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして東京都財務局経理部長の稲垣より一言ご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 東京都財務局で経理部長を務めております稲垣と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

本日は大変お忙しい中、貴重な時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。乗

京会長をはじめ東京建設業協会の皆様におかれましては、日頃より都の入札契約制度にご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

また協会並びに会員の皆様方におかれましては、こここのところの資材価格の高騰でありますとか、社会経済情勢が変化する中におきましても、都の建設事業をお支えいただいております。重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

皆様にもご案内のとおり、昨年6月には第三次・担い手3法も成立をいたしました。現在順次施行されているところでございますが、都といたしましても改正法の趣旨などを踏まえまして、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

引き続き、皆様から現場の声をしっかりと伺い申し上げながら、適切に入札契約制度を運営してまいりますとともに、建設業界におけます諸課題の解決、働き方改革の推進といった取組にも貢献していきたいと、本日は大変重要な意見交換の機会であると考えてございます。

入札監視委員会制度部会の先生方におかれましても、本日も専門的な見地からご意見、ご質問をいただければと思っております。限られた時間ではございますが、本日はどうぞよろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、続きまして東京建設業協会の乗京会長よりご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

【乗京会長】 東京建設業協会、会長の乗京でございます。

本日は東京都入札監視委員会制度部会の先生方、並びに稲垣経理部長様をはじめ、財務局経理部の幹部の皆さん、ご多忙にも関わりませず、私ども東京建設業協会との意見交換の場を設けていただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて我々建設業における最大の課題となっております時間外労働の上限規制については、それに対応するために、会員各社が建設DX等を積極的に活用し、生産性の向上を図りながら、働き方改革を推し進めております。

東京都におかれましては、原則全ての工事での週休2日の実施や時間外、長時間労働の一因とも言える工事関係書類の削減に向けた取組のほか、前払い金制度の限度額の見直し、CCUSの活用工事の実施など、現場の生産性向上や工事の円滑化に向けて、前向きに対応していただいているものと深く感謝申し上げます。

また当協会では、働き方改革のさらなる推進に向けて官民を問わず、都内全ての工事現場における土日一斉閉所、完全週休2日を目指す東京キャンペーンを打ち出し、適正な工期での発注にご理解を求める要望活動を展開しております。貴局におかれましても、公共、民間を問わず、広く発注者のご理解が進展するように、お力添えをお願いしたいと思っております。

本日は働き方改革の推進、入札契約制度の改善、高騰する建設資材価格等への対応など、業界の抱えている問題について、率直な意見をお伝えしたいと思っております。皆様方におかれましては業界の実情にご理解をいただき、引き続きご支援くださいますようお願い

願いたいと思います。

結びになりますが、本日の意見交換会が実りの多いものになることを願ひまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願ひいたします。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、本日の進行についてご説明申し上げます。

まず東京都の入札契約制度等に関する要望についてでございます。東京建設業協会様から都に対しての入札契約制度全般に関するご意見、ご要望等をいただきまして、都からそれに回答させていただくという形で進めさせていただきます。

次に報告事項になりますが、入札契約制度改革本格実施後の状況（6年経過）についてでございます。こちらにつきましては、本日ご説明する時間は設けておりませんので、後ほどご確認をいただければと存じます。

時間は限られてございますので、フリーでの意見交換は最後に一括して実施していきたいと考えてございますので、ご協力のほどよろしく願ひ申し上げます。

それでは早速ではございますが、都の入札契約制度等に関するご意見やご要望等について、東京建設協会様から願ひできますでしょうか。

【安達部会長】 公共工事制度研究部会、部会長をやっております安達と申します。よろしく願ひいたします。

この後、委員からの発言が続きますが、着座にて説明させていただきます。よろしく願ひいたします。では、座らせていただきます。

資料のとおりなのですが、まず、それでは一番目ですが、働き方改革の推進についてです。建設工事における働き方改革を実現させるためには、受発注者が相互理解の上でさらなる改善に取り組むことが必要です。昨年4月から適用されました「時間外労働の上限規制」へ対応するため、また、私ども建設業が適正な利潤・賃金水準を確保するため、5点提案させていただきます。

まず一点目に、適正な工期での発注の徹底についてです。完全週休2日並びに時間外労働についての上限規制の遵守が可能となる工期での発注の徹底をよろしく願ひいたします。その際、猛暑日・降雨日や、回送等が労働時間扱いとなります移動式クレーンやコンクリート圧送等におきまして、作業時間を適切に反映していただきたいと思ひます。

また、用地取得や関係機関との協議等を完了した精度の高い設計に基づく発注を徹底していただくとともに、施工者の責によらない条件変更が生じた場合は、工期延伸や増加費用の計上等、柔軟に対応していただきたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

【鴨下副部会長】 副部会長の鴨下です。

続いて2点目の予定価格の適正な設定でございますが、発注関係事務の運用に関する指針に基づいた実勢価格や現場の実態を的確に反映させた適切な予定価格の設定を願ひいたします。

また、週休2日実施に伴う補正係数や標準歩掛について、実態と乖離しているとの意見が多いことから、建設費が適切に反映されますよう、国の動向を待たず東京都様独自の引上げの実施をしていただきたく、よろしく願いいたします。

【加藤部会委員】 委員の加藤です。

続いて3点目の設計変更の円滑化でございますが、設計変更について、「手続に時間がかかる」「提出する書類が多い」「ガイドラインどおりに運用されていない」との声が多いことから、工事請負契約設計変更ガイドラインに基づき、適切に設計変更するよう担当者への周知徹底をお願いいたします。

また、設計変更を円滑にするためにも手続の迅速化、変更に関する書類の削減・簡素化に取り組んでいただきたいと思います。

【中條部会委員】 委員の中條です。

続いて4点目の工事・検査書類の削減・簡素化でございますが、工事・検査書類の削減・簡素化は少しずつ進んではおりますが、依然として書類作成の負担は大きく、さらなる削減を求める声が多いため、国土交通省関東地方整備局で策定をしている「土木工事電子書類スリム化ガイド」や「検査書類限定型工事」を参照するなどして、さらなる削減・簡素化に取り組んでいただきたいと思います。

また、財務局様におかれましては建築保全部所管工事において、工事情報共有システム（ASP）の本格運用を開始されておりますが、紙書類の提出を求められる場合もあるため、二重提出とならないよう、運用ルールの遵守を徹底していただければと思います。

【野村部会委員】 委員の野村でございます。

続きまして5点目でございます。業務環境の改善でございますが、ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスの運用を担当者の方まで周知徹底し、業務環境のさらなる改善をお願いいたします。

また、発注者様、設計者様、施工者による会議（三者会議）を開催していただきまして、設計の意図や施工上の留意点、設計図書と現場の整合性等を共有することで、施工の円滑化等を図っていきたく思っております。よろしく願いいたします。

【清原部会委員】 では続きます。資料は2ページ目の上から6行目ぐらいです。

委員の清原でございます。よろしく願いいたします。

2番目の入札契約制度の改善について提案をいたします。

まず（1）ですね。総合評価方式における課題ということで、3点提案をいたします。

まず①「過去の工事成績評定」の評価項目についてです。対象が都の発注工事のみとなっておりますので、現状では都の工事实績のない企業さんは受注が難しいという状況でございます。都の工事实績がない優良な企業もたくさんございますので、そのような会社にも受注機会が確保できますよう、各局の契約案件について改善をお願いしたいと存じます。

一方で、施工者の技術力活用につながる技術提案型の総合評価方式ですね。実施されて

いる件数が極めて少ないという状況でございます。昨年度の意見交換では「技術提案を生かせる簡易な総合評価方式の導入の検討を進める」とご回答をいただいておりますので、現状の検討の状況を教えていただきたいと思います。

続いて②ですね。「配置予定技術者の同種工事等の実績」と「配置予定技術者の優良工事の実績」についてでございます。これらの要件は、加対象工事を絞られるなど、条件が非常に厳しいということで、受注するためには、実績を持つ技術者を繰り返し申請することになってしまいます。実績のない若手技術者による申請であったり、若手技術者の育成が難しいという状況になりますので、若手の技術者による申請ができるように改善をお願いしたいと存じます。

最後③でございます。「事故及び不誠実な行為の実績点」についてでございます。現状のルールでは、指名停止措置の上に総合評価で減点ということで、二重罰ということになっております。

さらに減点の措置期間が3年にわたるという長期間となっておりますので、この評価手法では、例えば中小企業のほうでは対象の業種だけではなくて、会社全体において受注機会を失ってしまうという状況が起きてしまい、経営に多大な影響を及ぼします。

ぜひ、この項目は廃止または緩和を検討いただきたいと思います。

以上でございます。

【滝瀬部会委員】 続きまして、委員の滝瀬でございます。

(2) 低入札価格調査制度の厳格な運用についてですが、ダンピング受注は、工事に従事する者の賃金その他の労務環境の悪化や安全対策の不徹底等につながりやすく、建設業の健全な発展を阻害するおそれがあり、適切な対策を実施していただく必要がございます。

つきましては、低入札価格調査制度の厳格な運用を継続していただくとともに、調査基準価格の設定範囲の上限の引上げについても検討していただきたいと思います。

以上です。

【中村部会委員】 委員の中村です。

続きまして、(3) 配置予定技術者の最終確認時期の変更についてでございますが、東京都様の入札では、落札決定前の最終確認で配置予定技術者が他の工事に従事していないことが求められております。

現状では、全ての入札参加者が配置予定技術者の従事中工事のコリンズ登録を一旦解除することを余儀されなくなっておる状況でございます。これにより、落札者とならなかった場合は、改めてコリンズ登録の手続を行うこととなり、また従事中の工事の従事期間が、不連続になるなどの問題が生じております。

つきましては、配置予定技術者の最終確認は「開札日」ではなく「契約締結日」に変更していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

【秋元部会委員】 委員の秋元です。

続いて4点目について申し上げます。入札に必要な見積り参考資料の提供をしていただく時期について申し上げます。

財務局様の発注案件工事、これは建設局様ですとか、港湾局様ですとかを含むのですけれども、見積り参考資料を提示していただく時期は工事公表時期となっております。しかしながら、出件の件数ですとか、非常に金額の大きい公営企業の一部の公営企業様におかれましては、見積り参考資料の提示時期のタイミングが異なり、いわゆる指名の時期となっておりますところであります。

工事公表から指名をいただくまでの約、平均的に3週間程度なのですけれども、積算に着手できない無駄な時間が生まれているところであります。このしわ寄せが業務集中による長時間労働につながったりですとか、また請負者側も、公表時に見積り参考資料を提示していただければ、積算業務を平準にすることができ、入札参加機会も増えることにつながる事となります。

また工事の質問の締切時期を前倒しすることによって、余裕を持った質疑のやり取りをすることが可能となってまいります。よって、受発注者ともに双方にメリットがあると思えます。

本日は財務局様との意見交換会ではありますが、この場をお借りして、何らかの機会にお伝えしていただければと存じております。よろしくお願ひいたします。

【芦部部会委員】 委員の芦部でございます。

(5)でございます。技術者の育成モデルJV工事についてでございますが、東京都様では、中小建設業の技術力確保・向上を目的に、「技術者育成モデルJV工事」を試行していただいておりますが、その第一順位の企業は大企業に限定されております。

しかしながら、同等の工事規模（建築工事9億円以上、土木工事7億円以上）の発注工事において、中小の建設業が単体もしくはJVの第一順位企業として入札に参加している実例がございます。

中小建設業の受注機会を確保するためにも、第一順位の企業を大手企業に限定せず、中小企業でも参加できるようにしていただきたいと思っております。

【石沢部会委員】 委員の石沢でございます。

続きまして、高騰する建設資材価格等への対応についてご提案させていただきます。

燃料・資材価格の高騰は依然として続いておりまして、建設業の健全な経営を大きく阻害しております。公共工事発注の際には、直近の実勢価格を予定価格に適切に反映するようお願い申し上げます。

また、スライド条項を適用する際は、直近の実勢価格を適切に反映した協議とした上で、担当者により差異がないよう、運用ルールを徹底するとともに、申請手続の迅速化にも取り組んでいただきたいと思います。

さらに、スライド額確定の通知には内訳を示していただくようお願いいたします。

【関屋部会委員】 委員の関屋です。

最後になりますけれども、建設キャリアアップシステムの普及促進について、ご提案をさせていただきます。

建設キャリアアップシステムは、技能労働者の処遇改善と現場の生産性向上を目的としたシステムであり、将来にわたって担い手を確保する観点からも普及・定着することが極めて重要と考えております。

東京都様では、今年度より大規模工事を対象にCCUSを活用した工事を実施されておりますが、CCUSの普及が遅れている中小建設企業が主として受注している中小規模工事も含め、対象工事の拡大をお願いいたします。

また、CCUSの活用之际して、登録料や利用料、機器導入等の経費につきましては、発注者様にご負担いただきたいと思いますと思っております。

よろしく申し上げます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。

それでは、ただいま頂戴いたしましたご意見、ご要望に関しまして、都の所管部署から順次回答を差し上げたいと思っております。

【長谷川技術管理課長】 財務局建築保全部技術管理課長の長谷川です。私のほうから着座にて回答をさせていただきます。

まず一つ目の、働き方改革の推進の（１）適正な工期での発注の徹底についてです。財務局では週休２日の実現等に向けて、工期については「工期に関する基準」に基づく適正な工期設定を行っております。

具体的には新築、改築工事において、日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムに基づき、工期設定を行い、入札公告時に工程表を公表しております。

なお、猛暑については、今年度より過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込んでおります。また設計につきましては、精度向上に取り組むとともに、工事契約後、工期に影響を与える状況が生じた場合は、必要に応じて設計変更などの措置を講じております。

続きまして、（２）予定価格の適正な設定についてです。

財務局で定める工事積算標準単価は最新の公共工事設計労務単価を用いるとともに、近年の市場動向を踏まえ、全ての資材について当面の間、毎月単価改正を実施することとしました。また、週休２日実施に伴う補正係数や標準歩掛は国に準じて定めており、今後とも国の動向を注視するとともに、引き続き適正な予定額の設定に努めてまいります。

続きまして、設計変更の円滑化についてです。

都は発注者と受注者双方の責務や手続を明確にした工事請負契約設計変更ガイドラインを策定し、施工条件と工事現場の状態が一致しないことを発見した場合などには、ガイドラインに基づき設計変更を行うこととしております。

これまで、適切な設計変更が発注者の責務であること、必要な手続などについて説明会

等を開催し、各局へ周知するとともに、各局を通じ、受注者にもガイドラインを浸透するよう取り組むことで、必要な設計変更が適切に行われるように努めてまいりました。今後とも必要な設計変更が円滑に行われるように努めてまいります。

(4) です。検査書類の削減・簡素化についてです。

工事・検査関係書類につきましては、公共工事の品質確保や施工管理等の観点から必要なものです。一方、工事・検査関係書類の削減・簡素化に取り組むことは、建設業における生産性の向上を図り、働き方改革を推進するために重要です。このため、財務局では令和6年3月に受注者等提出書類処理基準等を改正し、様式の削減・簡素化を行いました。

また、書類提出に関わる適切な運用についても周知徹底を図っております。今後とも国の検査体制や検査方法との違いにも留意しつつ、品質確保の観点を踏まえ、関係部署と情報共有をして検討を進めてまいります。

また、情報共有システム（ASP）についてですが、適切な運用の周知を図ってまいります。

続きまして(5)の業務環境の改善についてです。

これまで財務局では、受注者間の迅速かつ正確な意思疎通を図り、業務環境の改善に向けた対応を行ってまいりました。また、工事の品質を確保し、施工を円滑に進めるために、受注後の工事現場において、週に1回工事関係者による定例打合せを行い、設計や施工に関する状況の共有を図っております。

以上です。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長をしております米倉と申します。以後、当方から説明させていただきます。

2の(1)①でございます。総合評価方式は、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価して落札者を決定する仕組みでありまして、品質の確保などの効果が見込まれるものでございます。

こうした、品質の確保を図るため、技術点につきましては、技術者の資格や過去の成績評定などの実績により、企業の技術力を評価しているものでございます。

一方で、実績を有する事業者が、技術点において有利となり得るという面もあるために、新規の事業者であっても参入しやすい競争入札を併せて運用しておりまして、これらの両者のバランスに配慮しながら、適用することが重要だと考えております。

また、過去の実績ではなく、課題への技術提案を求める新たな総合評価方式の創設につきましては、昨年の制度部会での意見等を踏まえ、課題数を現行の3案から、例えば1課題に削減するなど、受発注者双方の負担軽減に向けまして、具体的な運用について現在検討を進めているところでございます。

それからご要望の中で、評価対象が都発注工事のみと。工事成績が、都発注工事のみというお話をいただいたところでございますけれども、評価の対象となる工事成績について、例えば東京都の場合、都内の区市町村発注の工事成績を活用するということも考えら

れるわけですが、各自治体における成績制度の有無ですとか、運用方法の違い、こうしたことも含めて、評価の客観性の担保が必要であると考えているところでございます。

①につきましては以上です。

続きまして②でございます。

こちらにつきましては、品質の確保を図るため、技術者の資格や過去の成績評定などの実績により企業の技術力を評価している一方、若手技術者が建設現場において中心的な役割を担う経験と実績を積んでもらうことも重要であると。こうしたことから、若手技術者を配置予定技術者とした場合、通常の技術点に加点して、評価させていただいているところでございます。

今後とも、総合評価方式の本来の趣旨である品質確保、こちらが確保されるよう、価格点と技術点等のバランスに配慮しながら制度を適切に運用してまいります。

なお、国におきましては、若手技術者を補助する技術者を配置する専任補助者制度ですとか、若手技術者の育成後、監理技術者を交代するといった監理技術者育成交代モデルなど、基本的には大規模な工事において、こうしたモデル工事を実施しているということでございますけれども、都の工事は中小規模の工事も多く、今後の研究が必要なのかなと考えているところでございます。

続きまして③です。総合評価方式におきましては、一定期間における実績等に応じて技術点を減点、または加点させていただいているところでございます。

指名停止措置に該当する場合には、事由に応じた期間において指名停止になることに加えまして、総合評価方式では、例えば、技術実績評価型では3点の減点を行っています。期間は3年間です。

他方、優良工事となった場合には、企業の優良表彰実績として2点、それから技術者の優良工事实績として最大3点の合わせて最大5点の加点を行うこととなっています。そして、これは総合評価方式で5年間にわたり加点を行うものです。併せて優先指名を1年間実施するといった仕組みになっています。

こうした制度につきましては、企業の技術力や信頼性等を減点、また、あるいは加点という形で適切に評価することを目的に実施しているものでございまして、引き続きこうした制度を適切に運用し、技術力のある優良な事業者の育成を促してまいります。

(1)に続きまして、(2)でございます。

ダンピング受注、低入札価格調査のところでございます。

都といたしましても、ダンピング対策は建設業界が健全に発展していくためにも重要な課題であると認識しておりまして、低入札価格調査を厳格に運用しているところでございます。

また、調査基準価格等の上限値につきましても、都独自で予定価格の92%から93%に引き上げているところでございます。今後も国の考え方に留意しながら、引き続き低入

札価格調査の厳格な運用を行ってまいりたいと思います。

続きまして、配置予定技術者の最終確認時期の変更についてでございます。こちらの要望ですけれど、まず基本的には配置予定技術者の確認を入札参加者全員に行うのではなく、落札者に対して行うというような趣旨で受け止めています。そういうことで、まずよろしいですね。

都では、技術者の専任での配置が必要な案件につきましては、専任性の担保をすることから、開札日時点で、他の現場に配置されていないかを入札参加の希望申請時に確認するとともに、開札後、落札決定までの間に配置予定技術者の最終確認を行っているというところでございます。

これにつきましては、開札後に速やかに落札決定を行うことですか、落札後に万一技術者を配置できなかった場合における事業執行の停滞を防ぐといった観点からの運用を行っております。

ご要望のように、落札者のみの配置予定技術者の確認、こうしたことに変更する場合には、開札後に配置予定技術者を確認することになりますので、落札決定までに時間を要することになるとともに、万一技術者を配置できなかった場合に、契約手続のやり直しになるといった課題もあります。こうしたことから、配置予定技術者の専任性を担保する手法ですか、確認方法を含め、引き続き検討を行ってまいります。

続きまして（４）入札公告時における見積り参考資料の提供についてでございます。

都では、予定価格の事後公表の実施に併せて、実質的な積算期間が確保できるよう発注図書等の公表時期の前倒しに取り組んでいます。

原則といたしまして、案件の公表時に発注図書等を公表するよう周知しておりますけれども、公共の安全と秩序の維持に密接に関連し、秘密にする必要があるものについては、資格確認通知時の公表としているところでございます。

ご要望のありましたように、一部の公営企業局では、指名通知時にというお話もありましたので、要望のご趣旨につきましては、それぞれの公営企業局に申し伝えていきたいと考えております。

続きまして（５）技術者育成モデル J V 工事についてでございます。

従来、J V 結成を要件とした価格帯の工事について、その競争性を高める観点から、J V でも単体でも参加できる混合入札、こちらは平成 29 年から開始しています。

一方、中小企業が大企業から技術等を学ぶ機会を創出するといった、こうした観点から、大企業と中小企業による J V 結成を入札参加条件とする技術者育成モデル J V 工事を試行しております。モデル工事に参画した中小企業からは、ICT 建設機械による施工や、工程管理ソフトによる情報共有など、先端技術や生産性向上につながる取組を学ぶ機会になった等の成果が報告されているところでございます。

ご要望のように、もし仮に第一順位企業を大手に限定しないということになりますと、中小企業が大企業から技術等を学ぶという、こうしたモデル工事の趣旨を達成できなくな

るのではないかと考えています。こうした中、制度開始から6年が経過したことから、中小企業育成の観点から、モデル工場の効果や課題について検証を行っています。

なお中小企業の受注機会確保、こうしたことにつきましては、平成29年度に意欲ある中小企業がより高価格帯の工事にも参加できるよう要件を緩和するとともに、中小企業同士でのJV結成も可能となるよう制度を見直しているところでございます。

今後ともこれらの取組を通じて、建設業の担い手確保、育成に取り組んでまいります。

続きまして、大項目の3番、高騰する建設資材価格等への対応でございます。

まず一旦、建築保全部さんに。

【長谷川技術管理課長】 予定価格を適正に徹底するため、市場の動向を速やかに反映できるように、先ほど説明したとおり、資材単価の毎月改正を実施するとともに、国に準じた基準に基づき積算というものをまず行ってまいります。

【米倉契約調整技術担当課長】 それから、続きましてスライド条項のところを回答させていただきます。

スライド条項の運用についてでございますけれども、スライド額の算出の方法ですとか、契約変更の手続につきましては、運用ルールを定めて庁内周知を図っているところでございます。

スライド額の内訳提示についてでございますが、工事の契約では、数量を確定できない単価契約の場合を除きまして、原則として総価契約であります。個別の細目についての単価を契約事項とはしていないことから、スライド条項の協議に当たっても、個別の細目についてではなく、総価での協議としています。

契約金額の変更に当たっては、変更の考え方や対象などについて監督員が説明を行うなど、受注者と発注者が対等な立場で協議することが重要であると認識しておりまして、スライド条項の運用についても、事業者からの請求に確実に対応できるよう庁内に周知徹底を図ってまいります。今後もスライド条項を適切に運用し、物価変動等へ対応してまいります。

【長谷川技術管理課長】 最後に、建設キャリアアップシステムの普及促進について回答させていただきます。

建設キャリアアップシステムについては、理解促進と活用状況を把握するため、令和6年度から大規模な工事においてキャリアアップシステムを活用した工事を発注しております。対象工事の拡大等につきましては活用工事の状況等を踏まえて検討してまいります。

以上です。

【臼田契約調整担当課長】 東京都からの回答は以上という形となります。

それでは、これからはお時間の限りでフリーでの意見交換とさせていただきたいと存じます。これまでのやり取りを踏まえまして、ご意見等をいただければと思います。まず入札監視委員会の委員の皆様からいかがでしょうか。

堀田委員、お願いいたします。

【堀田委員】 すみません、今ちょっと音声が入切れてしまったのですが。

堀田ですけれども、発言してもよろしいでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 お願いいたします。

【堀田委員】 ご説明ありがとうございました。

本協会の現状、実情についての様々な課題状況について、大変示唆に富んだお話をいただきました。入札制度の議論にも反映していかなくてはいけない課題が多くあったと認識しております。

東京都さんからのご回答のやり取りも含めまして、少しお話いただいた内容についてご質問させていただきたいと思います。

2点ございますけれども、1点目は、本協会からの資料の1ポツの(5)業務環境の改善についてでございます。

こちらに三者会議の開催のご要望がございますけれども、三者会議については、実は私も土木学会として働き方改革の提言を行った際にも、様々な関係の皆様にお話を伺って、この三者会議、発注者、設計者、そして施工者が定例的にこういった三者会議を開くことの効果について、多くご意見をいただきました。

今回貴重な機会ですので、ぜひこの三者会議によって、ここに記載のあるような設計の意図ですとか、施工上の留意点、あるいは設計とちょっと現場の実態のいろいろな、その整合性等について、具体的にどういった効果があったかというようなことをについてお話をいただければと、教えていただければと思います。

あわせて、東京都さんからも定例的にこういった会議が開催されているというご回答がございましたけれども、今現状の開催の状況について、今後どのようにあるべきかということについてもご意見をいただければ幸いです。これが一つ目です。

それから2点目になりますけれども、2点目については4ポツの建設キャリアシステムについてのお話でございます。

中小規模の工事も含めたCCUSの普及というのは、いろんなところで課題として挙げられているところかと思えます。今現在の状況について東京都さんからの発注工事においてCCUSの普及の状況、これ、特に他の公共発注者ですとか、他の発注者と比較して、現在の東京都の発注工事のCCUSの普及の状況について、どのようにご覧になっているかということをお話いただければと存じます。

以上2点、よろしくようお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、ただいま堀田委員からあったご質問のうち、まず三者会議について具体的にどのような効果があったかといったことについてのご質問について、東京建設業協会の皆様からいかがでしょうか。

【野村部会委員】 委員の野村でございます。

具体的な結果といいますか、効果といいますか、そういうことについてご回答いたしますと、我々の要望としては、まだまだこれをやっていただきたいという要望でございます。

す。

実際どうということが起こるかといいますと、やはり、まずもって設計の意図を知ることが大変重要なことでもございますし、また、それによって事前に防げるものは防げるということが実際に行われると思います。

それから、それが三者会議をただただとやることによって、最初の趣旨であります働き方改革が意味をなさなくなっても困りますので、そちらのほうも考えてですね、三者会議がこれからも、引き続き行えればと思っております。

以上でございます。

【乗京会長】 もうベテランの域を超えているのですが、私が現場でこういう三者会議をやった効果といいますか、三者会議をやるにはやっぱりそれなりのものを、設計図書もそうですけれども、現在、適正工期で発注とか今こうやって進めていこうということで、工事にかかる前に受発注者がそれを基に話します。

三者会議でもそれを持ち込んでやりますと、現在の工程が何のために遅れているのか、本当にうちの責任であるのか、どこか違うところにあるのか、設計の見直しをしなければならないのかという問題点が具体的に出てきます。

それに対して、この三者が、誰がどうやって対応しようという議論になりますので、はっきりこれから先どういう工程でまた進めていけるか、現状での最適工期というのは今、何になっているかというのが全員共有する資料になりますので、定期的に行うなり、それが異常な期間にやって、そのときに行うなりですね、いろんなやり方ですごく、これからの先の仕事の進め方がやりやすくなるという効果は実際私も感じたことがありますし、そういうふうに進めたことがありますので、ぜひともこの三者会議というのは必要であるので、適宜やっていただければありがたいと思っております。

以上です。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。それでは東京都側から、定例会議の現在の開催の状況ですとか、また今後の方向性についてご質問がございましたので、建築保全部のほうからお願いいたします。

【長谷川技術管理課長】 ちょっとですね、土木と建築で少し概念が異なる部分があるのかもしれないのですが、私、建築で財務局の建築保全部のほうで建築の工事を大量に発注しているものですから、どうしても建築のほうの三者会議的なもののお話になってしまうのですけれども、定例会議という、週に1回関係者が全員で一堂に会して設計者、施工者、発注者ですね、週間定例という言い方をしていますけど、そこで毎週やっぱり建築の工事って細かくて、電気と機械を含めた総合図を作って収まりをその都度確認しないと工程が進まないものですから、そういったものは毎回やらないと物ができないというのが建築の世界になっているのです。

ですから、その意味では今、言われている三者会議というのは建築保全部の発注する建築工事ではほぼ100%行われていて、土木工事もたまに出しますけれども、同じような

理念の下、三者で常に協議をしながら物を作っていくという形で進めていっているとは思いますが、そうしていかないとよいものは作れないと思っていますので、そういった形で取り組んでおります。

【臼田契約調整担当課長】 もう一つ、堀田委員からご質問がありましたCCUSの現在、これは受注者からの捉え方という形でよろしいですか。

【堀田委員】 はい。

【臼田契約調整担当課長】 では、東京建設業協会様のほうから現状の実態というか、感覚についてお願いいたします。

【野瀬専務理事】 今、受注者からというお話がございましたけど、モデル工事を発注していらっしゃるのは東京都でございまして、直近で始めていただいているのですけれども、比較的大規模な工事を対象に発注をしていただいているということで、受注者側のほうのメリットとしては、工事成績評定で1点加点されるというところのメリットがあるのです。

なぜ私たちがこのような要望をさせていただいたかといいますと、東建全体の事業者登録率は6割を超えているのですけれども、中小建設業に限って言いますと51%ぐらいの加入率となっております。ちょっと半分近くの方が登録されていないと。

もともとこの制度は中長期的なメリットと短期的なメリットがあって、中長期的にはキャリアパスを示すことによって技能労働者が安定的に就労できるということで、就労確保につながっていくという大きな命題があるのですけれども。実際に工事を受注している私たち事業者側からすると、その大きな目的も大事なのですが、日々の何ていうか、経営というところも大きな問題でして。キャリアアップ自体に登録すれば登録料がかかりますし、パソコンの使用料から実際の現場の使用料がかかってまいります。そのわりにメリットがちょっと見いだせないという意見が中小企業からかなり出てきておりました。

ぜひとも、中小建設業のほうにおかれましては工事成績評定で加点をしていただくとか、例えば総合評価で加点をしていただくとか、何か受注することによって、応募することによるメリットみたいなのが来てくれば、もう少しこの中小建設業においてキャリアアップシステムが進展するのではないかと、それは業界全体にも資するというので、こういった要望をさせていただくと、そういった趣旨でございまして、どうぞご理解のほうよろしくをお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

堀田委員、今のご質問に対する回答についてはいかがでしょうか。

【堀田委員】 ご丁寧なご回答を賜りましてありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、続きまして、ほかに何かご意見等がございましたらお願いいたします。

齊藤委員、お願いいたします。

【齊藤委員】 齊藤です。本日はありがとうございます。

私からは2点ほどお尋ねいたします。

1点目ですが、頂戴した資料2の(1)①の過去の工事成績評定の箇所です。こちらには、都の実績のない企業は受注が困難となっているので、優良企業であれば実績がなくても受注機会を確保するように改善をお願いしたいとあります。

こちらの内容は非常に重要で、技術力のある会社が参入できないことはもったいないことでもあると思います。他方で発注者としては実績を問うということも十分に理解できる場所です。

そこで、協会としては、どういった改善を行うべきかという具体的なご提案があれば、お聞かせいただきたいと思います。

2点目は、現在社会的に議論になっている労働者の賃金、賃上げへの取組です。現在の東京都の建設業における取組の状況と、賃金を上昇させるに当たっての課題がございましたら、ご教示いただければと存じます。よろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 では2点、いずれも東京建築業協会様からご回答をよろしいですか。

【野瀬専務理事】 まず1点目の、この要望させていただいた趣旨でございますけれども、先生もご案内のとおり、入札のやり方自体、総合評価方式もあれば、競争入札方式もあって、東京都の場合は指名競争入札方式というのが多いのですけれども、東京都庁全体の公営企業局とかも含めて、発注の状況で見ますと、財務局さんから前にいただいた資料では、大体3割ぐらいが総合評価で、そのほかが競争入札になっているのですね。

これも局によって実は結構、発注局によってバランスがございまして、先日とある大きな事業局と意見交換をしたときに、その局は非常に総合評価の割合が多いのですけれども、総合評価におけるメリットといいますか、もちろん品質確保をするということは大事なのですけれども、一方で、実際に契約にこぎ着けられるような業者が、だんだん絞られてきているのではないかという意見がかなり会員の中から挙がってきておりました。

もう少し競争入札ですね。総合評価の比率をとといいますか、バランス、先ほども財務局さんのほうからバランスを取ってというお話がございましたけれども、ちょっと細かい話になりますけれども、総合評価方式にはいろいろな4パターンがあるのですけれども、施工能力審査型というものと技術実績評価型というものについては、技術点と価格点と分かれるのですが、技術点の半分が東京都の実績ということになっておまして、東京都の実績がないともう入り口に立てないという状況がございまして。

私たちとしては、このウエイトを少し下げてくださいか、その技術点のうち半分点じゃなくて、もうちょっと下げてくださいか、あるいは国とか他団体でやっているような、例えば国交省はチャレンジ型という言い方をしているのですけれども。先ほどもちょっと市町村の例を仮に入れるとしても、客観性の担保というのが課題になりますねとお話がありまして、そういう課題もあるかと思うのですけれども、現に国や他団体では、他の公共団

体がやっている同等、同種の工事については実績と認めるというやり方などをしておりませんので、工夫の仕方がちょっとあるのではないかとということで、ご検討をお願いしたいという、そういった趣旨でございます。

それから、賃上げの取組状況ということについては、これは当然政府を挙げて国を挙げて今賃上げということで、そういった状況になっておりますので、私たち建設業界もうちの協会だけではなくて、例えば日経連、全建とかという大きな団体も含めて、賃上げには一生懸命取り組もうということで、取り組んでおまして。大手さん、中小さん、今、先ほど稲垣部長からも話がありましたけれども、非常に資材価格が今高騰していますよと。時間外労働の上限規制などもあって、労働時間も制約されていると、賃上げもしなきゃいけないということで、大幅に生産性向上を図っていかなくちゃいけないという問題があるのですけれども、これについては、例えば国の制度で、総合評価制度で3%以上賃上げした場合は加点しますよという制度があるのですね。これもちょっと仕組みが二つに分かれていまして、大手は3%以上、中小は1.5%以上という目標になっておまして、これは事前申請制度になっているものですから、結果として賃上げができませんでしたとなると、減点の対象になったりするのですね。ちょっとそれについては実績見合いに直していただけないかということをやちょっと国に、いろんな形でちょっとお願いをさせていただいているところなのですが、もう一方で国の3%、中小の1.5というのとはもともとそこで格差があるわけで。さらにちょっと格差が広がっていく可能性もあるのかなということが一つと。あと制度が始まって以来、毎年3%、3%という目標が掲げられている中で、毎年それだけ上げられるかということ、各社の経営状況が非常に厳しいということが、さっきもおっしゃられた資材価格の高騰とか、ほかの問題の要素がありますので、非常に厳しいということですので、賃上げはしていかなければならない、賃上げをしていかないと、やはり採用ということ、担い手確保というところで、他の産業に負けてしまいますので。賃上げをしていかなくちゃならないということは理解しつつも、経営が非常に厳しいので、苦慮しておりますので、ぜひとも先生方をはじめとして、行政をはじめとしてお力添えをいただきたいと思っております。

すみません、事務的な説明で恐縮ですがよろしくお願いたします。

【臼田契約調整担当課長】 ご回答ありがとうございます。先生よろしいでしょうか。

【斉藤委員】 大丈夫です。ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

仲田委員、お願いたします。

【仲田委員】 どうもありがとうございます。今年の、新年のこの協会の会長のご挨拶を見させていただきました。受発注者がきちんと向き合う文化の創造へということで、大変貴重なご意見で、それに沿って都庁ではこういった意見交換会、あるいは現場での交換会をされていると思うのですが、大変貴重な意見、ありがとうございます。

それともう一つは、やはり「目指せ！東京キャンペーン」ですか。これは私、極めて重

要で、見える化するということですかね。こういうことを発注者が、あるいは都民が見えるような状態にアピールしていくという、こういうキャンペーンが非常に重要だと思っています。

以上が私の一つのコメントなのですが、もう一つ質問があります。都のほうから入札制度本格実施状況（6年経過）が、今日のご説明がなかったのですが、これを見ていますと、環境が随分最近変わってきて、技術者を含めた人材確保が非常に厳しいという環境の中でのこの結果だと思うのですが、過去6年間やってきたわけですが、例えば、入札参加者が少なくなっているとか、あるいは1者入札の数が多くなっているとか、とりわけこの1年は非常に厳しい環境にあるなと思っていますが、ここで質問です。やはり競争環境をつくっていくというのは、我々にとって非常に重要なことだと思うのですが、そういう観点から言うと、その状況が結果として悪くなっているのかなと感じています。なぜこういう状態になっているのかを、できれば協会側から、あるいは都庁のほうからもコメントいただきたいなと思っています。

【臼田契約調整担当課長】 では、まず東京建設業協会様からいかがでしょうか。

【乗京会長】 先生、きっちり読んでいただいてありがとうございます。

私はそういう発注者が向き合って一緒に物を作っていくのを文化としようという言い方をしているのですね。これまでも言われました。我々は言われて青くなって、負けてしまうというような文化、文化じゃないのですが、そういうような言われ方をしていたのですけれども、そうじゃなくて一緒にいい物を作っていきたいということでやっているのですが、この去年のそういうちょっと異常さというのは、特に物価の上昇はですね、これまでになかったようなことがありますので、金額としては、同じ量が全体に発注されていても、仕事の量としては少なくなっているのですね。実際の仕事の量は。ですから、しわ寄せがいったところが、もう予定価格があまりにも低過ぎて、それに取り組む業者もなくなる。なおかつ今までの仕事量をこなすのに人がかかってしまうとか、これは時間外労働の問題がありまして、各社、物すごく慎重に、オーバーしないように人間をかけているとか、交代人数を確保するとかという、それがダブルで重なっていますので、たくさん仕事が出て、やっているところはやっているのですけれども、実際としては、去年並みにも行っていない。それと、細かな工事については、それに取り組むようなことができないというのも出てきているという、ダブルで効いてきているので、余計そういうこの東京都さんの資料を見ると、逆にそういうところなのですね。ですから、もうちょっと平準化されたり、この物価高が収まったり、時間外労働に対する我々の工夫もある程度効いてくるようになれば、もうちょっと落ち着いてできると思っています。それと、いろんな意味で働き方の労働基準、労働上限規制もある程度議論がもう一度深まって、どこまでが許せるかとか、どうやってやるかというのも含めて、また議論をしないと、いや、おまえらもう決まっているからこれでやってくれ、ではこなせないところも出てくると思っておるので。たまたまこの2024年度というのが、もうダブルでいろんな環境の変化が厳しいときであ

りますので、あの資料を見るとちょっと無理があるんじゃないかとかというような見え方がしてしまうと、私自身は感じております。

ですから、これが、この状態がやっぱりいいとは思っていないのですね。ですから、それは、その流れに任せるだけじゃなくて、これこそ受発注者がやっぱり議論を重ねてですね、どうやって今までの量をこなしていくにはお互いに、それって時間外が多かったからおまへのところの会社は捕まったらええということじゃなくて、やっぱり忌憚のない意見を交わすことで、乗り越えていかなければならないし、それでいけると私は感じております。

ちょっと誤解を恐れずに言いましたけれども、よろしく願いいたしたいと思います。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

では、東京都側からも今の現在の入札の状況に関してコメントをお願いいたします。

【米倉調整技術担当課長】 この入札契約制度改革本格実施後の状況、配付させていたいただきましたけれども、資料に記載のとおり、確かに幾つかの指数がここに来て、例えば応札者1者の状況が増加傾向にあるとか、そういった状況が見られるとは見ております。

こうした状況につきましては、なかなか原因をこれだと分析するのはちょっとなかなか難しいのですけれども、考えているのは資材や労務の高騰ですとか、あるいはよく言われるような技術者の不足といったことが一つ考えられるのかなと思っておりますし、あるいは民間工事を含めた工事全体の発注の動向というものが、もしかしたら影響しているのかなとも推測しているところでございます。

ちょっと根拠を持って、これが原因ですとはちょっとなかなか言えないのですけれども、恐らくそういったことが原因かなと、推測しているところでございます。

簡単ですが、以上です。

【臼田契約調整担当課長】 少し補足させていただきます。入札の状況に関しては、やはりもっとしっかりと深掘りの分析というのも重要なと考えてございます。

ただいま会長からございましたように、いろいろ社会環境が大きく変化している中で、資材価格の高騰に関しては我々も先ほど回答の中でも申し上げたように、可能な限り実勢に応じた予定価格の設定というのは引き続きしっかりと取り組んでいく必要があると考えてございますし、また設計変更、スライド条項の対応なども、しっかりと迅速に対応することで、より入札に参加しやすい環境というのをつくっていくということが重要だと認識しているところでございます。

昨今の状況で言えばやはり、とりわけ大きな工事などでなかなか、不調が増えているというような状況も少し見られてきているところではございます。こうしたところに関して、やはりしっかりと辞退理由などについて聞き取りを行って分析をして、そういった不調の起こりづらいような、入札環境というものに我々としても取り組んでいきたいと思っておりますし、こういった場を通じて、受注者の皆様から伺った意見というのを、入札契約制度に反映できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それでは、ほかに東京建設業協会様から何か、これまでのやり取り等を踏まえて、ご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。

【中村部会委員】 すみません、委員の中村です。貴重な時間をいただきまして、本日は感謝しております。

私が2の(3)の質問をさせていただきまして、一応ご回答もいただいたのですが、まだまだ課題感に対して、相互の認識がまだちょっとずれたところがあるのではないかとというのは、回答を受けて感じました。

当然、技術者の確保、専任が外れていないというところの工事の再公告やお客様の業務が重複するとかというリスクは、当然今抱えていることでご説明いただいたのですが、必ずしも受注者の会社だけを確認するというご説明でしたけど、事実上問題は、応札する企業は全て誰かの人員を、コリンズを一旦外した、資格を外した状態で当然入札に臨む。この仕事はもう私どもはちょっと難しいという会社は別として、私の信念としては、皆さんが受注意欲を持って取り組んでいるという状況ですから、お客様の今、制度の中ではそういった状況を用意することが前提条件になっているという状況だという認識なので、全ての参加する企業がその状態を担保するというか、用意するという、そういうことになっておまして。ただ事実上はそこで一旦、仕事に従事している人間を資格から一旦外して、失注した場合はまた戻すという行為になるのですが、その人間のキャリアとしたら、一旦そこでキャリアが中断した状況も発生するという問題も抱えながら、使命感を持って、熱を持って東京都様の事業に今参加しているという状況でございますので。

ただ、国交省さんやほかの自治体さんも契約時での確認とかというような状況も見られますので、1足飛びにはいかないと思いますけども、一応制度についてはもう少しこちらの事情の状況も考慮していただく中で、またご検討いただければと思いますので、ちょっと説明が、熱が足らなかったもので、再度お願いということでご質問というか、このフリートークのところで話させていただきます。

【米倉調整技術担当課長】 貴重なご意見をありがとうございます。熱が足らなかったようで、ちょっと申し訳ございません。決してそういったつもりはなくて、引き続き検討をしていこうとは思っています。

確かにおっしゃるとおり、コリンズ登録を入札に参加される方が、希望された方が全員一旦外していただいて、落札者とならなかった場合にはそれをまた、もう一回登録するというので、確かにお手間とは考えておりますが、ただ現状でこうしている理由というのがありますので、そこら辺のバランスをちょっとどう取ったらいいかということは、ちょっと引き続き考えさせていただければと思っております。

熱がないわけではございませんので、そこら辺ご理解いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村部会委員】 ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

決められたお時間にはなっておりますが、何か最後にご意見等がございましたらいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。入札監視委員会の委員の先生方もよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。そろそろお時間でございますので、閉会に当たりまして、経理部長の稲垣よりご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 ありがとうございます。本日は限られた時間ではございましたが、東京建設業協会の皆様方から現場の実情、また大変示唆に富むお話を聞かせていただきました。大変勉強になりました。どうもありがとうございます。

また入札監視委員会制度部会の先生方におかれましても、様々な角度からご指摘をいただきまして、感謝を申し上げます。

本日、皆様からいただきましたご意見も参考にしながら、今後ともしっかりと入札契約制度を適切に運用していくよう、私どもといたしましても努めてまいりたいと考えてございますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

本日は大変お忙しいところありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 それでは以上をもちまして、東京建設業協会様と東京都財務局との意見交換会を終了させていただきます。

本日、進行に不手際がございまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。どうもありがとうございました。

——了——